令和６年度　第12回春日市教育委員会定例会　議事録

１　開会及び閉会に関する事項

①　日　　時　　令和７年２月20日（木）
　　開会　午後４時00分
　　閉会　午後４時35分

②　場　　所　　春日市役所　大会議室

２　出席委員の氏名

教　育　長	扇　　弘　行
委　　員	安　本　誠　一
委　　員	黒　岩　眞理子
委　　員	宮　﨑　泰三郎
委　　員	足　達　好　子

３　　委員を除き会議に出席した者の職氏名

教　育　部　長	金　堂　円一郎
教育総務課長	武　末　竜　久
学校教育課長	山　下　江　利
地域教育課長	萩　原　裕　之
教育総務課長補佐	小　嶋　健　朗
教育総務課主任	松　尾　高　志

４　議事の大要

別　　紙

午後４時00分　開会

【第１　会議録署名委員の指名】

○扇教育長
　委員全員出席です。ただいまから令和６年度第12回春日市教育委員会議定例会を始めます。
　始めに、会議録署名委員の指名を行います。安本委員を指名いたします。

【第２　議案】

(1) 第19号議案　春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長
　第19号議案　春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

○山下学校教育課長
　第 19 号議案春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。
　提案理由につきましては、市立学校に勤務する県費教職員に対し、市予算で旅行命令を発する際の旅行命令権者について取り扱いを整理するため、所要の改正を行う必要があるというものでございます。
　改正の具体的内容につきましては、４ページの新旧対照表で説明いたします。
　改正箇所は、職員の出張の第 28 条第１項です。これまで職員の出張は校長が命ずると規定しておりましたが、これは県の予算での旅行命令を想定したものでありました。このため、市の予算で出張する場合、この限りではないとしまして、教育長を出張命令者とするものです。
　第 19 号議案の説明は以上です。

○扇教育長
　ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員
　職員と書いてある部分と、教職員と書いてある部分がありますが、何か違いはありますか。

○山下学校教育課長
　規則第28条では、教職員と事務職員を含めて職員として表現しております。提案理由のところで教職員としているのは、県費教職員に対し、市予算で命令を発するケースが昨今発生しているために整理する必要が出てきたということでございます。

○金堂教育部長
　例えば、コミュニティスクールの視察は、県の費用ではなく市の予算で視察に行かれますので、そういった場合に適用するものです。

○扇教育長
　第19号議案　春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○扇教育長
　全員賛成でございます。よって、第19号議案　春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第20号議案　春日市部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長
　第20号議案　春日市部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

○山下学校教育課長
　第 20 号議案春日市部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。
　提案理由につきましては、部活動指導員の任用を日単位から時間単位に変更することで、より柔軟に勤務できるようにするため、また部活動指導員配置事業は、国、県の補助事業であり、実績報告における積算方法が時間単位であることもあり、これに合わせて整理するため、所要の改正を行う必要があるというものでございます。
　改正の具体的内容については、７ページの新旧対照表により説明いたします。
　改正箇所は、勤務日、勤務時間及び勤務日数を定めている第７条第１項と第２項です。現行の第１項につきましては、毎月の勤務終了後、部活動指導員勤務報告書が学校長から

提出されていることから、不要と判断し削除したものです。次に、現行の第２項を改定後の第１項と第２項に振り分けた上で、第１項では、指導員の勤務時間を原則として１日につき３時間以内とし、第２項では、これまで日単位だったものを時間単位での勤務を可能とすることで、より柔軟に勤務できるようにしております。
第20号議案の説明は以上です。

○扇教育長
　ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員
　改正後の第１項ただし書きの部分で、やむを得ない事由があると認められるときとは、具体的にはどういった場合なのでしょうか。また、第２項の、別に定める時間数とはどのように定めているかを教えてください。

○山下学校教育課長
　ただし書きの、やむを得ない事由があると認められるときですが、例えば、土日の午前中で行う場合など、３時間以内でお願いしておりますが、どうしても３時間を超えてしまう場合があるということを聞き及んでおります。そこの部分を柔軟に対応できるようにしているものではございますが、できうる限り３時間以内とする方向で考えておりますので、あまりただし書きを乱用されては困るという認識ではおります。
　また、第２項の１年間の勤務時間数ですが、別に定めるとなっているのは、毎年、通知文書で別に定めております。
　この事業は県の補助基準に基づいて年間の時間数が配分されており、昨年のケースで言いますと、各学校年間 405 時間となっております。
１校当たりの配置基準を３人程度としていますが、年度途中で配置することもあります。このため、１人当たりの時間数を正確に申し上げるのは難しいところではありますが、基準としては１人当たり 135 時間程度としております。

○安本委員
　県の基準として、指導員１人という考え方でなく、学校１校当たり何時間ということであれば、第２項で指導員の勤務時間数を定めることは、正しいのでしょうか。

○山下学校教育課長
　県の補助基準に基づいて、市が通知の中で人数と時間を定めているため、特に間違っているものではありません。

○宮﨑委員
　部活動指導員は、現在何名が活動されているのですか。

○山下学校教育課長
　中学校全校で14人程度であったと認識しています。

○宮﨑委員
　部活動指導員はどのように決まるのですか。

○山下学校教育課長
　人材バンクのような登録制度があり、そこから任用することもできるのですが、学校側から任用したい方を言ってこられるケースの方が多い状況です。

○扇教育長
　第20号議案　春日市部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○扇教育長
　全員賛成でございます。よって、第20号議案　春日市部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(3) 第21号議案　令和７年度エデュケーションかすがの作成について

○扇教育長
　第21号議案　令和７年度エデュケーションかすがの作成について事務局から説明をお願いします。

○武末教育総務課長
　第 21 号議案令和７年度エデュケーションかすがの作成についてです。
　提案理由は、令和７年度の春日市の教育行政に係る施策及び事業の総合的、計画的な推進の指針とし、保護者、教職員及び自治会等に広く周知するためのリーフレットを作成するに当たり、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針について決定する必要があるからです。
　エデュケーションかすがの位置付けですが、令和３年度から令和７年度までの５ヵ年計

画である春日市教育振興基本計画に基づく、１年間の単年度計画として位置付けています。
　また、教育委員会の PDCA サイクルのプランに位置付けて、これに基づき事業を実施し、年度終了後に点検評価を行うものです。
　１月 21 日開催の教育委員懇談会において、事前に委員の皆様から御意見をいただき、事務局で再度精査したものを今回議案として提出させていただいております。
　修正箇所につきましては、議案書の９ページをご覧ください。また 10 ページから 18 ページまでが、令和７年度エデュケーションかすがの取組み及び達成基準の案です。別紙として、令和７年度エデュケーションかすがのリーフレットを配付しております。
説明は以上です。

○扇教育長
　ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員
　掲載されている写真については、本人の許可を得ているのでしょうか。

○萩原地域教育課長
　コミュニティスクールでの活動時の写真が多いのですが、撮らせていただく際に、掲載については許可を取っております。
　今回修正箇所について、簡単に補足説明をさせていただきます。
　まず、リーフレットの最終ページです。今までは各中学校ブロックの取り組みが列挙されておりましたが、先日の懇談会で、コミュニティスクール３つの要点の内容がわかるようにしたほうがいいのではないかという御指摘がありましたので、要約したものを裏面に記載するよう変更しております。
　また、別の修正点として、三者連携カリキュラムという言葉の三者を具体的にした方がいいのではないかという御指摘もありましたので、三者の前に、学校・家庭・地域によるという文言を追加しております。
　多様な学びの支援の部分では、学校図書館の推進の中で、学校での読み聞かせに関し、学校における子どもの読書活動推進事業の実施と修正しております。
最後に、読書センター、学習センター、情報センターという順番を、主な業務の順に並び替える修正を図っております。

○宮﨑委員
　睡眠に対する取り組みをされているかと思いますが、それは入れたほうがいいと思います。

○萩原地域教育課長
　家庭における子どもの基本的生活習慣の確立の中で実施しておりますので、項目として表示いたします。

○扇教育長
　第21号議案　令和７年度エデュケーションかすがの作成について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○扇教育長
　全員賛成でございます。よって、第21号議案　令和７年度エデュケーションかすがの作成について、全員賛成をもって可決いたしました。

【第３　報告事項】

(1)事務局報告

○金堂教育部長
　３月７日金曜日に中学校の卒業式があり、翌週の14日金曜日に小学校の卒業式がありますので、よろしくお願いします。

【第４　調整事項】

(1)　３月定例教育委員会議の日程について
　　令和７年３月25日（火）　　午前９時　決定

(2)　４月定例教育委員会議の日程について
　　調整中

(3)　３月教育委員懇談会の日程について
　　令和７年３月25日（火）　　午前10時　決定

(4)　４月教育委員懇談会の日程について
　　調整中
午後4時35分　閉会